

国立大学法人大分大学核燃料物質管理委員会規程

平成30年7月18日制定

平成30年規程第53号

(趣旨)

第1条 この規程は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づき、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における核燃料物質の適正な使用、保管及び計量管理の確保に関する業務を行うために設置する国立大学法人大分大学核燃料物質管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、法第2条に規定するところによる。

2 前項に定めるもののほか、この規程における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第1号に規定する部局をいう。
- (2) 「部局長」とは、前号に規定する部局を掌理する者をいう。

(委員会の業務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 核燃料物質の使用、保管及び計量管理に関する調査
- (2) 核燃料物質の使用、保管及び計量管理に関する審議
- (3) 核燃料物質の安全確保に関する方策の立案及び実施
- (4) 核燃料物質を使用する部局間の連絡調整
- (5) その他核燃料物質の使用、保管及び計量管理に関し必要な業務

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 核燃料物質を取り扱う部局の部局長
- (3) 研究推進部長
- (4) その他学長が必要と認める者

2 前項第4号の委員は、学長が指名する。

(任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第8条 前条第2項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年7月18日から施行する。

附 則 (令和2年規程第34号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。